

茨城県土木部が発注する快適トイレ普及促進工事の実施要領

(目的)

第1条 この要領は、建設現場を働きやすい環境とする取り組みの一環として、男女ともに快適に使用できるトイレ（以下「快適トイレ」という。）の普及を図るために実施する快適トイレ普及促進工事（以下「快適トイレ促進工事」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(快適トイレ促進工事の対象)

第2条 原則、土木部が発注するすべての工事を、快適トイレ促進工事の対象とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する工事は対象外とする。

- (1) 通常、仮設トイレが設置されずに施工される工事（緊急対応工事等）
- (2) 事業等の性質上、快適トイレの設置に伴う工事費の増が認められない工事（災害復旧工事等）
- (3) その他、快適トイレ促進工事に適さないと発注者が判断する工事

(快適トイレの仕様)

第3条 本要領でいう「快適トイレ」は、以下に示す仕様のうち（1）と（2）に示す項目を全て満たす仮設トイレとする（（3）については推奨する仕様であり、任意とする）。なお、男女ともに現場で働く場合は、男女別で各1台設置するものとする。

(1) 快適トイレに求める標準仕様【必須】

- ① 洋式便器
- ② 水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置を含む）
- ③ 臭い逆流防止機能
- ④ 容易に開かない施錠機能
- ⑤ 照明設備
- ⑥ 衣類掛け等のフック、又は、荷物の置ける棚等（耐荷重を5kg以上とする）

(2) 快適トイレとして活用するために備える付属品【必須】

- ⑦ 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- ⑧ 入口の目隠しの設置
（男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等）
- ⑨ サニタリーボックス（女性用トイレに必ず設置）
- ⑩ 鏡と手洗器
- ⑪ 便座除菌クリーナー等の衛生用品

(3) 推奨する仕様、付属品【任意】

- ⑫ 室内寸法900×900mm 以上（面積ではない）
- ⑬ 擬音装置（機能を含む）
- ⑭ 着替え台
- ⑮ 臭気対策機能の多重化
- ⑯ 室内温度の調整が可能な設備
- ⑰ 小物置き場（トイレットペーパー予備置き場等）

(快適トイレ促進工事实施の流れ)

第4条 発注者は、快適トイレ促進工事である旨を特記仕様書に条件明示するものとする。

2 受注者は、快適トイレの設置について、施工計画書の作成前に、書面により監督員と協議を行うことを基本とする。なお、受注者は、快適トイレの設置を希望する場合、設置を予定する快適トイレの仕様を示す資料（カタログ等）を協議の書面に添付するものとし、監督員は、第3条の仕様を満たすことを様式1によりチェックするものとする。

3 受注者が快適トイレの設置を希望し、協議が整った場合

- (1) 受注者は、快適トイレを設置する旨を施工計画書に記載し、監督員に提出するものとする。
 - (2) 監督員は、現場で実際に設置された快適トイレを現場又は机上にて様式1により改めてチェックするものとする。
 - (3) 監督員は、快適トイレの費用を、設計変更時に計上するものとする（詳細は第5条による）。
- 4 受注者が、手配が困難等の理由により快適トイレの設置を希望しない場合は、本要領によらず施工するものとする。

(積算)

第5条 快適トイレの費用については、当初設計で計上しないものとする。

2 契約後、受注者が快適トイレの設置を希望し、協議が整った場合、費用を以下により計上（設計変更）するものとする。

- (1) 受注者は、第3条第1項(1)及び(2)の仕様を満たす快適トイレを設置した期間の分かる工事日誌等の設計変更に必要な内容を確認できる資料を監督員に提出するものとする。
- (2) 快適トイレの費用算出にあたっては土木工事等建設資材単価表に基づく費用と従来型トイレ(10,000円/基・月)との差額について、51,000円/基・月を上限に共通仮設費(項目は営繕費)に積上計上する。
- (3) 設計変更の対象とする設置基数の上限は、男女別で各1基ずつ、2基とする。
- (4) 快適トイレの運搬、設置及び撤去費は共通仮設費(率)に含まれるものとし、(2)の差額の対象としない。
- (5) 3基以上設置する場合や(2)の上限額を超過した費用がある場合については、現場環境改善の実施の対象とすることができる(項目は営繕関係とする)。

(工事成績評定等)

第6条 快適トイレ促進工事を通じ実施された現場環境改善に向けた受注者の優れた取組について、工事成績評定において評価することができる。

2 快適トイレ促進工事において、受発注者協議により快適トイレを設置するとしたにも関わらず、正当な理由なく快適トイレを設置しない場合は、契約条件違反として取り扱う。

附則

この要領は、令和元年6月17日以降入札公告等する工事から適用する。

附則

この要領は、令和2年12月1日以降入札公告等する工事から適用する。

附則

この要領は、令和7年6月1日以降入札公告等する工事から適用する。

○特記仕様書記載例

第〇条 快適トイレの設置

- 1 本工事は、「茨城県土木部が発注する快適トイレ普及促進工事の実施要領」（以下「要領」という。）に基づく快適トイレ普及促進工事である。
- 2 受注者は、快適トイレの設置を希望する場合は、以下の①～⑪の仕様を満たす仮設トイレを1基（男女が現場で働く場合は、男女別で各1基）設置するものとする。なお、⑫～⑰の仕様については、満たしていればより快適に使用できると思われる項目であり、必須ではない。
 - (1) 快適トイレに求める標準仕様【必須】
 - ① 洋式便器
 - ② 水洗及び簡易水洗（し尿処理装置付きを含む）
 - ③ 臭い逆流防止機能
 - ④ 容易に開かない施錠機能
 - ⑤ 照明設備
 - ⑥ 衣類掛け等のフック、又は、荷物の置ける棚等（耐荷重を5kg以上とする）
 - (2) 快適トイレとして活用するために備える付属品【必須】
 - ⑦ 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
 - ⑧ 入口の目隠しの設置
（男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等）
 - ⑨ サニタリーボックス（女性用トイレに必ず設置）
 - ⑩ 鏡と手洗器
 - ⑪ 便座除菌クリーナー等の衛生用品
 - (3) 推奨する仕様、付属品【任意】
 - ⑫ 室内寸法900×900mm以上（面積ではない）
 - ⑬ 擬音装置（機能を含む）
 - ⑭ 着替え台
 - ⑮ 臭気対策機能の多重化
 - ⑯ 室内温度の調整が可能な設備
 - ⑰ 小物置き場（トイレトペーパー予備置き場等）
- 3 受注者は、快適トイレの設置を希望する場合は、設置を予定する快適トイレが第2項の①～⑪の仕様を満たすことを示す資料（カタログ等）を添付のうえ、監督員と設置について協議するものとする。
- 4 快適トイレの設置に要する費用については、当初発注時には積算計上していないが、協議により設置が決定した場合は、設計変更するものとし、「土木工事等建設資材単価表」に基づく費用と従来型トイレ（10,000円/基・月）との差額について、51,000円/基・月を上限に共通仮設費（項目は営繕費）に積上計上する。
- 5 受注者は、快適トイレを設置した期間の分かる工事日誌等の設計変更に必要な内容を確認できる資料を監督員に提出すること。
- 6 工事成績評価においては、快適トイレ設置を通じた現場環境改善に向けた優れた取組について評価する。
- 7 その他詳細については、要領を参照すること。

○受注者から協議を受ける際に想定される協議文（例）

（例1）

特記仕様書第○条に基づき、下記のとおり協議します。

- ・本工事において、快適トイレの設置を希望します。
- ・男性、女性の労働者が現場に入るため、男女別で1基ずつ設置します。
- ・設置を予定する快適トイレのカタログを添付します。

（例2）

特記仕様書第○条に基づき、下記のとおり協議します。

- ・仕様を満たす快適トイレの手配ができないため、設置を希望しません。

○その他留意点

- ・ハウス型等、男女別トイレが一体型となっている快適トイレを設置する場合、入口が男女別となっているものに限り、1ハウスで102,000円/基・月を上限に計上可能。
- ・快適トイレの設置を希望しないことのみをもってして、工事成績の減点等の不利益措置は講じないこと。

快適トイレの導入に当たっての配慮事項について

建設現場で働く女性の活躍をサポートする取り組みとして、快適トイレを導入する際は、以下の(1)～(6)に配慮することとする。

(1) 全般

女性トイレの設置に当たっては、あらかじめ、建設現場で働く女性の意見を聞く

(2) 設置位置

女性トイレと男性トイレや喫煙所は隣接して設置せず、一定の距離を確保する

(3) 動線の配慮

男性トイレと女性トイレは入口を分ける等の動線の配慮をする

(4) ドアの向き

女性トイレのドアは、開けたら真正面ということのないよう、便座と直角の向きのドアを採用するなどの工夫をする

(5) 照明

窓の大きさに応じて、中にいる人のシルエットが窓に映り込むことのないよう、照明をスポットライト式にするなどの工夫をする

(6) 室温

トイレ内の室温を快適に保つため、冷暖房、扇風機等の設備を備え付けるなどの配慮をする

快適トイレチェックシート

工事名:		
受注者:		
設置期間	自:	
	至:	
期間:		日

仕 様	協議時 チェック	設置後 チェック
(1) 快適トイレに求める標準仕様【必ず実施】		
① 洋式便器	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
② 水洗及び簡易水洗機能(し尿処理装置付きを含む)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
③ 臭い逆流防止機能	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
④ 容易に開かない施錠機能	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑤ 照明設備	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑥ 衣類掛け等のフック, 又は, 荷物の置ける棚等(耐荷重5kg以上)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(2) 快適トイレとして活用するために備える付属品【必ず実施】		
⑦ 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑧ 入口の目隠しの設置(男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑨ サニタリーボックス(女性専用トイレに必ず設置)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑩ 鏡と手洗器	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑪ 便座除菌クリーナー等の衛生用品	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(3) 推奨する仕様、付属品【より快適となるもの任意】		
⑫ 室内寸法900×900mm 以上(面積ではない)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑬ 擬音装置(機能を含む)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑭ 着替え台	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑮ 臭気対策機能の多重化	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑯ 室内温度の調整が可能な設備	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑰ 小物置き場(トイレトペーパー予備置き場等)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

監督員職氏名

令和7年6月改定 「茨城県土木部が発注する快適トイレ普及促進工事の実施要領」 新旧対照表

旧	新
<p>(積算)</p> <p>第5条 快適トイレの費用については、当初設計では計上しないものとする。</p> <p>2 契約後、受注者が快適トイレの設置を希望し、協議が整った場合、費用を以下により計上（設計変更）するものとする。</p> <p>(1) 受注者は、第3条第1項(1)及び(2)の仕様を満たす快適トイレを設置するために要した基本料、リース料等の支出動態のわかる資料を監督員に提出するものとする。</p> <p>(2) (1)の資料に基づき、実際に要した費用と従来型トイレ(10,000円/基・月)との差額について、51,000円/基・月を上限に共通仮設費(項目は営繕費)に積上計上する。</p> <p>(3) 設計変更の対象とする設置基数の上限は、男女別で各1基ずつ、2基とする。</p> <p>(4) 快適トイレの運搬、設置及び撤去費は共通仮設費(率)に含まれるものとし、(2)の差額の対象としない。</p> <p>(5) 3基以上設置する場合や(2)の上限額を超過した費用がある場合については、現場環境改善の実施の対象とすることができる(項目は営繕関係とする)。</p> <p>(工事成績評定等)</p> <p>第6条 快適トイレ促進工事を通じ実施された現場環境改善に向けた受注者の取組について、工事成績評定において評価することとする。</p> <p>2 快適トイレ促進工事において、受発注者協議により快適トイレを設置するとしたにも関わらず、正当な理由なく快適トイレを設置しない場合は、契約条件違反として取り扱う。</p>	<p>(積算)</p> <p>第5条 快適トイレの費用については、当初設計で計上しないものとする。</p> <p>2 契約後、受注者が快適トイレの設置を希望し、協議が整った場合、費用を以下により計上（設計変更）するものとする。</p> <p>(1) 受注者は、第3条第1項(1)及び(2)の仕様を満たす快適トイレを設置した<u>期間の分かる工事日誌等の設計変更に必要な内容を確認できる資料</u>を監督員に提出するものとする。</p> <p>(2) <u>快適トイレの費用算出にあたっては「土木工事等建設資材単価表」に基づく費用</u>と従来型トイレ(10,000円/基・月)との差額について、51,000円/基・月を上限に共通仮設費(項目は営繕費)に積上計上する。</p> <p>(3) 設計変更の対象とする設置基数の上限は、男女別で各1基ずつ、2基とする。</p> <p>(4) 快適トイレの運搬、設置及び撤去費は共通仮設費(率)に含まれるものとし、(2)の差額の対象としない。</p> <p>(5) 3基以上設置する場合や(2)の上限額を超過した費用がある場合については、現場環境改善の実施の対象とすることができる(項目は営繕関係とする)。</p> <p>(工事成績評定等)</p> <p>第6条 快適トイレ促進工事を通じ実施された現場環境改善に向けた受注者の<u>優れた</u>取組について、工事成績評定において評価すること<u>ができる</u>。</p> <p>2 快適トイレ促進工事において、受発注者協議により快適トイレを設置するとしたにも関わらず、正当な理由なく快適トイレを設置しない場合は、契約条件違反として取り扱う。</p>